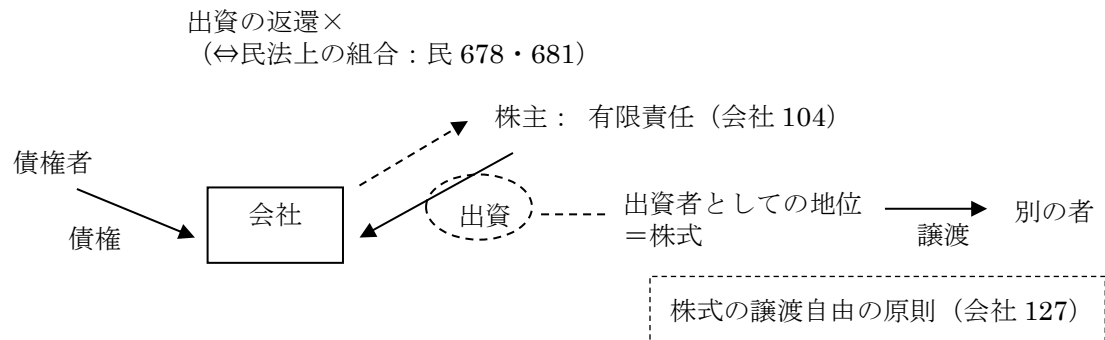


2.株式の譲渡制限

2-1.株式の譲渡自由の原則



2-2.定款による譲渡制限

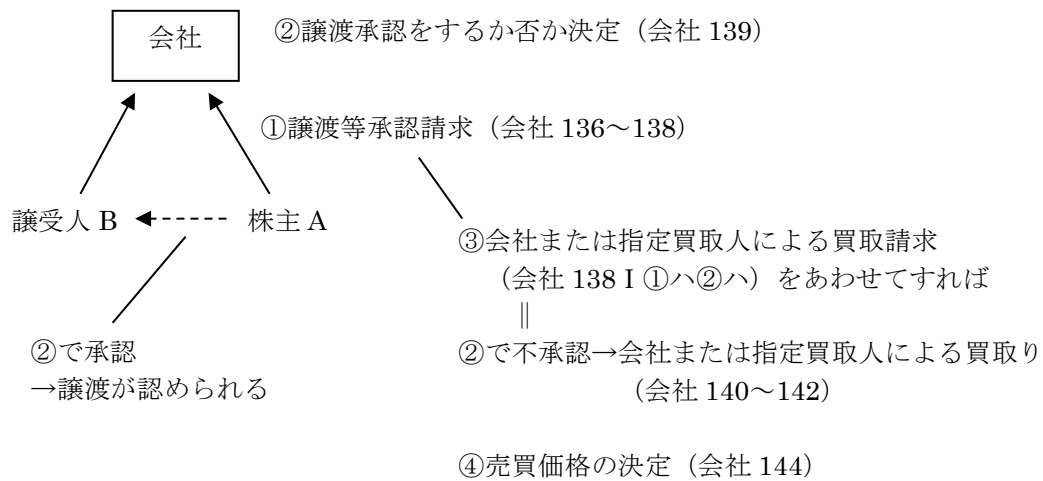
(1)譲渡制限株式（会社 2⑰）

譲渡制限の必要性

→全部の株式に譲渡制限（会社 107 I ①）＋種類株式として譲渡制限（会社 108 I ④）

＝定款による譲渡制限（会社 107 II ①・108 II ④参照）——登記（会社 911 III ⑦）

(2)譲渡制限株式の譲渡の方法



①：請求の主体——会社 136/会社 137

②：承認機関 (会社 139 I)

③④：会社または指定買取人による買取請求 (会社 138 I ①ハ②ハ) が行われた場合

*会社法のルールの特徴

(3)承認のない譲渡

最判昭 48・6・15 民集 27-6-700

「商法二〇四条一項但書〔会社 107 I ①〕は、株式の譲渡につき、定款をもつて取締役会の承認を要する旨定めることを妨げないと規定し、株式の譲渡性の制限を許しているが、その立法趣旨は、もつぱら会社にとって好ましくない者が株主となることを防止することにあると解される。

そして、右のような譲渡制限の趣旨と、一方株式の譲渡が本来自由であるべきこととに鑑みると、定款に前述のような定めがある場合に取締役会の承認をえずになされた株式の譲渡は、会社に対する関係では効力を生じないが、譲渡当事者間においては有効であると解するのが相当である。」

事例 2-a 譲渡制限株式 [テキスト Case3-2]

A 会社は定款で、株式の譲渡には取締役会の承認を要する旨を定めている。A 会社の株主 X は、保有株式全部を B に譲渡したが、X も B も、A 会社に対し譲渡等承認請求をしていない。A 会社の代表取締役 Y は、X はもはや株主ではないとして、株主総会に際して X に対して招集通知を送せず X の出席を認めなかった。Y の措置は、適法か。

最判昭 63・3・15 判時 1273-124

「定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の譲渡制限の定めがおかれている場合に、取締役会の承認をえないでされた株式の譲渡は、譲渡の当事者間においては有効であるが、会社に対する関係では効力を生じないと解すべきであるから…、会社は、右譲渡人を株主として取り扱う義務があるものというべきであり、その反面として、譲渡人は、会社に対してはなお株主の地位を有するものというべきである。」

*最判平 5・3・30 民集 47-4-3439 (一人会社の株主が株式を譲渡する場合)

最判平 9・3・27 民集 51-3-1628 (株主全員が譲渡に同意している場合)

2-3. 株式の評価 [テキスト 3 章 1 節 8]

(1) 評価の必要性

売買価格決定 (2-2(2)④)、株式買取請求権が行使された場合の「公正な価格」 etc.

→譲渡制限株式 / 上場株式

(2) 株式の評価方法

(a) インカム・アプローチ (収益方式)	その株式を保有すれば得られる収益をもとに株式の価値を評価。「収益」をどのように測るかで分かれる
DCF 法	会社が得られるキャッシュ・フローをもとに評価
配当還元方式	株主が得られる剰余金の配当をもとに評価
(b) マーケット・アプローチ (比準方式)	取引をもとに株式の価値を評価
取引事例方式	その株式の過去の相対取引における価格をもとに評価
類似会社比準方式	評価対象会社 (A 会社) と事業内容等に類似する上場会社 (B 会社) の株式について、株価が 1 株あたり純利益や純資産額の何倍程度かを調べる →これを A 会社にあてはめて株式の価値を評価
(c) ネットアセット・アプローチ (純資産方式)	純資産額をもとに株式の価値を評価。貸借対照表の帳簿価額にもとづくのが簿価純資産方式、時価に引き直して算定するのが時価純資産方式

理論的に合理的なのはディスカウント・キャッシュ・フロー法 (DCF 法) だが…

(3) 実際の用いられ方

DCF 法 [1000 円] と純資産方式 [600 円] の結果を 3 : 7 で併用 [720 円] など

2-4. 契約による譲渡制限

(1) 意義と効力

定款による譲渡制限 (2-2) —— 多数決 (会社 111Ⅱ・309Ⅲ①)

⇔ 契約による譲渡制限

事例 2-b 先買権条項

A 会社と B 会社は、資金を出資し合って C 会社を設立し、新しい事業に乗り出すことになった (合弁事業)。A 会社と B 会社の間では、一方が C 会社株式を譲渡するときには、他方に通知をしなければならず、通知を受けた側はその株式を優先的に買い取る権利を有する旨が合意された (先買権条項)。

(2) 従業員持株制度と契約による譲渡制限

* 従業員持株制度

従業員が持株会を通じて、自分の勤める会社の株式に投資する仕組み。従業員の士気高揚や福利厚生を目的とする

事例 2-c 従業員持株制度

A 会社は、従業員持株制度を導入した。A 会社の従業員 X は、同制度に参加し、A 会社の株式を 1 株あたり 50 円で購入した (A 会社の株式の価値は、その当ても、1 株あたり 300 円以上はあった)。その際に、X は、A 会社との間で、「退職の際には株式を 1 株あたり 50 円で取締役会の指定する者に譲渡する」ことを合意した。

最判平 7・4・25 裁判集民事 175-91、最判平 21・2・17 判時 2038-144